

令和8年度「群馬県U・Iターン就職促進事業」及び 「ぐんま暮らし支援センター就職支援事業」 委託事業者選定に関する企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によつては、事業内容及び委託金額等に変更や中止することがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので予め御留意ください。

1 事業名

- (1) 群馬県U・Iターン就職促進事業
- (2) ぐんま暮らし支援センター就職支援事業

2 目的

人口減少社会の進行により労働力人口が減少する中、県内外から人材を県内企業の担い手として誘致し、県内企業の人才確保や地域経済の活性化・競争力強化を図ることが喫緊の課題となっています。

令和8年度においても、県内外の大学や国等と連携し、学生や保護者に対する県内就職情報の提供を行うなど、学生のU・Iターン就職を促進します。あわせて、企業の採用力向上を目的としたセミナー等の実施、県内企業への訪問による就職支援ポータルサイトへの掲載促進を通じ、学生・保護者・学校関係者等に向けたオンライン情報発信の強化を図ります。

については、これらの取組を効果的に実施するため、本事業を委託する事業者を選定すべく、以下の要領により事業提案を募集します。

【応募に当たっての留意事項】

群馬県U・Iターン就職促進事業及びぐんま暮らし支援センター就職支援事業については、それぞれが密接に連携して成り立っているため、委託事業者には、全ての事業を受託し実施していただきます。そのため、事業提案につきましては、群馬県U・Iターン就職促進事業及びぐんま暮らし支援センター就職支援事業の全てに対して提出してください。事業者の選定は、それらを総合的に審査して行います。

3 業務内容及び主な事業実施予定箇所

- (1) 群馬県U・Iターン就職促進事業

業務内容：別紙「令和8年度群馬県U・Iターン就職促進事業仕様書」のとおり

事業実施予定箇所：委託事業者が事業実施箇所を提案するものとする

- (2) ぐんま暮らし支援センター就職支援事業

業務内容：別紙「令和8年度ぐんま暮らし支援センター就職支援事業仕様書」のとおり

事業実施予定箇所：ぐんま暮らし支援センター

(東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階)

4 予算限度額

- (1) 群馬県U・Iターン就職促進事業 7,700,968円
- (2) ぐんま暮らし支援センター就職支援事業 8,046,586円

- ・消費税及び地方消費税を含む
- ・応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを提出すること

5 応募資格

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）であること。ただし、無料職業紹介事業または有料職業紹介事業の許可を受けている（または受けていることが見込まれる）法人に限る。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- (6) 提出日現在において、群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 委託事業者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (9) 事業遂行に当たって、経理処理や事業報告などを県の指示に従って適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (10) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ・各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ・提案書提出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ・構成員は（1）ただし書の要件を除き、すべての応募資格を満たすこと。
 - ・構成員は、代表者に代表権を委譲する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ・代表者及び構成員間で、共同体結成に関する協定が締結されていること。
 - ・単独もしくは別の共同体で本事業提案に応募していないこと。日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）であること。ただし、無料職業紹介事業または有料職業紹介事業の許可を受けている（または受けていることが見込まれる）法人に限る。

6 公募内容

（1）群馬県U・Iターン就職促進事業

本事業は主に、県内外の大学等と連携し、学生や若者世代のU・Iターン就職・移住を促進することで、県内中小企業の人材確保と地域経済の活性化を図るものです。

※ 詳細な仕様は、別紙「令和8年度群馬県U・Iターン就職促進事業仕様書」を参照すること

ア 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

イ 支援対象者・業務内容等

別紙「令和8年度群馬県U・Iターン就職促進事業仕様書」記載のとおり

ウ 委託額

本事業の経費は総額 7,700,968 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

ただし、免税事業者については、7,000,880 円を上限とします。

エ 選定基準

下記「11 (2) ② ア」記載のとおり

【留意事項】

事業提案にあたっては、仕様書において【特に次の事項の具体的な提案を行うこと】と記載のある項目について必ず具体策を提案すること。

(2) ぐんま暮らし支援センター就職支援事業

この事業は、群馬県全域への移住支援を行っている「ぐんま暮らし支援センター」において、移住希望者に対する就職支援に関する情報提供や相談体制整備等の支援を実施するものです。

※ 詳細な仕様は、別紙「令和8年度ぐんま暮らし支援センター就職支援事業仕様書」を参照すること

ア 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

イ 支援対象者・業務内容等

別紙「令和8年度ぐんま暮らし支援センター就職支援事業仕様書仕様書」記載のとおり

ウ 委託額

本事業の経費は総額8,046,586円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

ただし、免税事業者については、7,315,079円を上限とします。

エ 選定基準

下記「11 (2) ② イ」記載のとおり

【留意事項】

事業提案にあたっては、仕様書において【特に次の事項の具体的な提案を行うこと】と記載のある項目について必ず具体策を提案すること。

7 スケジュール

項目	スケジュール
公募開始	令和8年2月5日（木）
質問受付期限	令和8年2月17日（火）17時まで（必着）
質問回答	令和8年2月19日（木）
参加申込期限	令和8年2月20日（金）17時まで（必着）
企画提案書提出期限	令和8年2月27日（金）17時まで（必着）
書類審査	令和8年3月上旬
審査結果通知	令和8年3月中旬頃予定

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出すること。なお、質問及び企画提案書等については、期限までに参加申込書を提出した事業者からのみ受け付ける。

（1）受付期限：令和8年2月20日（金）17時まで（必着）

（2）質問方法：参加申込書（様式1）を電子メールにより提出

※件名は以下のとおりとし、電子メール送信後必ず電話(027-226-3408)すること

件名：【申込】U・Iターン就職促進及びぐんま暮らし支援センター就職支援事業（事業者名）

（3）提出先：rouseika@pref.gunma.lg.jp

9 質問受付

企画提案書の作成にあたり、疑義がある場合は質問を受け付ける。

(1) 受付期限：令和8年2月17日（火）17時まで（必着）

(2) 質問方法：質問票（様式2）を電子メールにより提出

※件名は以下のとおりとし、電子メール送信後必ず電話(027-226-3408)すること

件名：【公募に関する質問】U・Iターン就職促進及びぐんま暮らし支援センター就職支援事業（事業者名）

(3) 提出先：rouseika@pref.gunma.lg.jp

(4) 回答：令和8年2月19日（木）までに県ホームページに掲載（事業者名は公表しません）

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類（各様式等は、群馬県ホームページからダウンロードしてご利用ください）

※ ①～④については「群馬県U・Iターン就職促進事業」と「ぐんま暮らし支援センター就職支援事業」それぞれ独立したものを作成してください。

※ 共同体が応募する場合、構成員すべてについて⑤～⑬までご提出ください。（⑪は許可を得ている構成員のみで可）

① 企画提案書 表紙（様式3）

② 企画提案書 本体（任意様式）

※企画提案書には次の内容を必ず記載すること

・別添仕様書の業務内容を反映させた提案内容

・業務スケジュール

・再委託先等を含む本事業に関わる全ての事業者及びそれぞれの役割

③ 業務実施体制（様式4）

④ 費用見積書（任意様式）

※宛先は「群馬県知事 山本 一太」とする。

※内訳は必ず仕様書記載「4 事業内容」の事業ごとに人件費、事業費及びその詳細などの各経費の単価を記載すること。

※消費税及び地方消費税を明記すること。

※見積額が予算限度額を超えた場合は失格とする。

⑤ 会社案内パンフレット等、応募事業者の概要がわかる資料（任意様式）

事業の一部を再委託する場合は、再委託先の概要が記載されたパンフレット等

⑥ 決算書（直近1期分（（半期決算の場合は2期分））

⑦ 法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。コピー可）

⑧ 暴力団排除に関する誓約書（様式5）

⑨ 課税（免税）事業者届出書（様式6）

⑩ 群馬県税に滞納が無いことの証明（完納証明）

⑪ 無料職業紹介又は有料職業紹介の許可証の写し（申請中の場合は申請書の写し）

⑫ 共同体の場合、共同体に関する協定書の写し及び委任状（様式任意）

⑬ 委任状（下記に該当する場合のみ）

※ 提案書記載の代表者名を法人登記簿に登記されていない支店の支配人等とする場合、法人の代表権を有する者から当該支配人等に権限が委任されている旨を示した委任状を提出すること。

※ なお、県が必要と認める場合は、上記以外に追加資料の提出を求めることがある。

（2）提出方法

電子メール（PDFファイル）にて提出（令和8年2月27日（金）17時必着）

送信先 : rouseika@pref.gunma.lg.jp

【注意事項】

※件名は以下のとおりとし、電子メール送信後必ず電話(027-226-3408)すること

件名 : 【提案書提出】U・Iターン就職促進及びぐんま暮らし支援センター就職支援事業（事業者名）

- ・送信後に必ず電話(027-226-3408)にて受信を確認すること。
- ・メールは一通につき7MBまで受信可能なため、データサイズが7MBを超える場合は、提出方法について下記「14 問い合わせ」先に事前に相談すること

11 審査

(1) 審査方法

提出された書類をもとに書面により、「群馬県U・Iターン就職促進事業及びぐんま暮らし支援センター就職支援事業委託事業者選考審査委員会」が行う。なお、審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査基準

① 事業全般

ア) 提案内容の理解

各事業の課題や目的を十分に理解し、事業ごとの特性や役割の違いが明確な提案となっているか。

イ) 関係機関等との連携

群馬労働局、市町村、大学、金融機関、各種支援機関等や関連事業と連携し、事業を効果的に実施できる具体的な提案となっているか。

ウ) 実施体制・人員配置

職員の人選や役割分担が具体的で、各事業を適正かつ確実に実施できる体制となっているか。

2 事業の連携・相乗効果が期待できる組織体制であるか。

エ) 経費積算の妥当性

事業遂行に必要な経費が適切に計上され、積算根拠や見積額が社会通念上妥当であるか。

オ) 経理管理体制

事業別経理により、経費の執行状況を適切に管理・報告できる体制が整っているか。

② 個別事業

ア) 群馬県U・Iターン就職促進事業

- ・事業の趣旨・目的を理解し、U・Iターン就職促進および目標達成に向けた方針が妥当であるか。
- ・学生等の視点に立ち、群馬での就職意欲を高める具体的な工夫や効果が見込まれる内容となっているか。
- ・「Gターン俱楽部」への加盟促進、大学等との情報提供・連携が効果的であるか。
- ・県内企業の魅力発信および人材確保支援に関するノウハウを有し、内容が充実しているか。
- ・実施体制や人員配置が適切で、関係機関や他事業との連携に工夫が見られるか。

イ) ぐんま暮らし支援センター就職支援事業

- ・事業の趣旨・目的を踏まえ、移住を希望する求職者への支援方針が妥当であるか。
- ・移住希望者のニーズに即した就職相談を実施するノウハウを有しているか。
- ・移住希望者の傾向に応じた企業情報の収集や提供に工夫があるか。
- ・利用者増加に向けた効果的なPR方法が提案されているか。

- ・職員の配置や育成方針が具体的で、県の移住部門や配置相談員との連携体制が明確か。
- ・他の就職・移住関連事業と連動し、移住希望者支援の効果が高まる提案となっているか。

（3）審査結果

令和8年3月中旬に優先交渉者を県ホームページにて公表し、全ての応募事業者に対し通知する。なお、電話での問合せには応じない。

採否結果の詳細については、企画提案に参加した事業者からの個別の問い合わせ（来庁によるものに限る）に対し、当該事業者の順位、審査基準別の点数のみを回答する。

12 契約の締結

- （1）「11 審査」の審査基準に沿って、提出された企画提案書により審査を行い、最も点数の高い事業者を本事業契約に係る優先交渉者として決定する。
- （2）本プロポーザルによる提案内容及び企画提案仕様書は、受託候補者の選定のために使用するものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、必要に応じて内容を変更して、予定価格の範囲内で契約を行うこととする。
- （3）当該協議が不成立の場合は、次に評価の高い応募事業者と交渉する場合がある。なお、契約締結に必要な経費は受託候補者の負担とする。

13 注意事項等

- （1）本プロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- （2）提出期限後、事業者の都合による差し替えや追加書類の提出等は認めない。
- （3）提案者が提出書類に虚偽又は不正があった場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがある。
- （4）企画提案提出後に辞退する場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- （5）実施要領に定めのない事項、又は本要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。

14 本公募に係る問い合わせ先

群馬県前橋市大手町1－1－1 群馬県庁 11階

群馬県産業経済部 労働政策課 人材活躍支援室 次世代人材係

電話：027-226-3408

FAX：027-223-7566

E-mail：rouseika@pref.gunma.lg.jp